

生 衛 信 州

(公財) 長野県生活衛生営業指導センター

(一社) 長野県生活衛生同業組合連合会広報紙

11 月は「生活衛生同業組合活動推進月間」です

～ 生活衛生同業組合は、地域密着の生活衛生業の自主的団体として、
業界の振興発展を目指して活動しています ～

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（生衛法）に基づき、長野県内には次の12業種の生活衛生同業組合（生衛組合）が設立され活動しています。

**鮎商、そば商、社交飲食業、料理業、飲食業、食肉、理容、美容業、興行、クリーニング、
ホテル旅館、公衆浴場業**

生衛組合は、業界の振興発展を目指して様々な活動をしています。

【業界の振興・発展を図ります】 生衛組合は、都道府県組合とその中央組織の全国連合会があり、所屬地域における業界代表として、行政などに対する諸活動を実施しています。

【消費者の利益を擁護します】 生衛組合は、消費者・利用者に安全・安心のサービスが提供されるように、営業者に対して各種の指導・支援事業を実施しています。

【組合員の経営と利益を守ります】 生衛組合は、全国的なネットワークが構築され、組合員になると組合が実施する様々な事業の特典が受けられます。

【行政に協力し、公衆衛生の向上を図ります】 安心・安全のサービスの提供が確保されるよう、講習会などの実施により行政の活動に対する協力支援を実施しています。

【高齢者の暮らしを支える活動をします】 超高齢社会を迎え、高齢者に対する生活支援サービスの提供は、ますます重要となっています。訪問理容、訪問美容、高齢者の見守り活動などに取り組んでいます。



＜一般向け広報チラシ＞

全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会及び都道府県生活衛生同業組合では、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関や関係団体と連携して、生活衛生業の新規営業者の組合加入促進や生衛組合の周知広報、組合活動活性化のための取組を重点的に展開しています。

各組合は、11月を中心に、広報啓発活動や組合加入勧奨活動、衛生管理セミナーなどを実施します。

11月「標準営業約款の普及登録促進月間」です

標準営業約款制度（Sマーク）は消費者・利用者を守るために法律で定められた制度です。この制度に基づいて、厚生労働大臣が認可した約款に従って営業している県下の理容店、美容店、クリーニング店、そば店、一般飲食店では、店頭や店内にSマークを掲げており、安心と安全を約束する信頼のできるお店といえます。

（公財）全国生活衛生営業指導センター及び各都道府県の生活衛生営業指導センターでは、11月を「標準営業約款普及登録促進月間」と定め、厚生労働省の後援、各関係機関等の協力を得ながら、同制度の周知、登録の推進を図っています。

未加入店の事業主の方は、ぜひ加入をご検討ください。

Sマークの「S」は3つのSの頭文字です。

Safety （安全）

まかせて安心。万一事故が発生した場合、事故賠償基準に基づき、お客様には速やかに円滑な損害賠償が行われます。

Standard （安心）

確かな技術。きめ細やかな対応など、お客様に提供するサービスの種別・内容を明確に表示。その実施をお約束します。

Sanitation （清潔）

美しく清潔に。厳しい管理基準に従い、営業施設の維持・管理を行いお客様に気持ちのよいサービスをお約束します。



問い合わせ先 長野県生活衛生営業指導センター 電話：026-235-3612

インターンシップ事業を行いました

生衛組合では、生衛業界の後継者の育成などを目的に、小中学校や高校生を対象に、インターンシップ事業を行っています。

7月28日、長野県理容生衛組合が、長野県理容会館（松本市）で理容の体験学習を開催。県内各地から、中学生4名、高校生2名が参加されました。

オリエンテーションのあと、カット、パーマ、カラー、シェービング、アップスタイルに分かれ、それぞれ講師が付いて実習。マネキンを使用し、交替しながら理容技術を体験しました。

参加者からは、「パーマとカラーが結構難しかった。全部楽しかった」「とても良い経験になった。進路に生かしていきたい」などの声が寄せられました。

若手の理容師を中心とした指導で会話ははずみ、参加者は理容の仕事に一層関心を深められた様子でした。

同日、飯山市文化交流館でも、同様の体験学習会が開催されました。



「生活衛生同業組合意見交換会」を開催しました

9月4日、長野市のターミナル会館で、各組合の理事長らが出席して生活衛生同業組合意見交換会を開催しました。最初のテーマは「衛生水準の確保・向上事業について」。11月の「生活衛生同業組合活動推進月間」の取組について意見交換を行い、各組合から提出された衛生水準の確保・向上事業行動計画が承認されました。

2番目のテーマは、「生衛組合の活性化等について」。日本政策金融公庫長野支店の斎藤国民生活事業統轄からは、景気動向や経営課題、貸付状況、組合脱退者に係る特別利率の適用解除などについて説明をいただきました。

県クリーニング組合の玉本理事長からは、D S A T（災害洗濯支援チーム）の取組、県飲食業組合の浅沼理事長からはクレジットカード手数料率引き下げの取組について、それぞれ説明をいただきました。

その後、組合加入を進める上での課題などについて意見交換が行われました。活発に意見が交わされ、県に対する具体的な要望も行いました。



経営課題解決セミナーが開催されました

日本政策金融公庫などが主催する経営課題解決セミナーが、7月15日、長野県信用組合本店（長野市）と Zoom ミーティングで同時開催されました。

講師は、（株）ミセラボ代表取締役の田中聡子氏。「上手な値上げのすすめ方～値上げ後もお客さまに愛される店づくり～」をテーマにご講演をいただきました。

田中氏は、（株）三越で販売・ブランディング・商品開発などを経て独立。経営戦略やマーケティングなどの支援をされています。

講演では、商品に「価値」を感じてもらえる点が増え、お客さまの「満足・期待」が高くなると「価格」を上げられる。自店ならではの強みで、値上げする以上に「満足・期待」を高めることが大切と話されました。

また、お客様に買う価値があると伝えるための工夫や具体的な方法を紹介されました。

最後に、地域のお店と共創して、地域全体でお客様の「幸せ」を増やそうと締めくくられました。

実例を交えた多岐にわたるお話で、参加者は熱心に聴講していました。



生活衛生業向けのお役立ち動画を配信しています

全国生活衛生営業指導センターでは、せいでい経営支援ポータルサイトを通じて、生活衛生業向けのお役立ち動画を配信していますので、ご活用ください。

せいでい経営支援ポータルサイト

<https://seieiportal.taiyo-wp.com/>

物価高騰対策

せいでい経営支援ポータルサイト



動画の内容を一部紹介します。

テーマ	内 容
ビジネスプロフィール	基礎から始める最強集客術 GOOGLE ビジネスプロフィール（GBP）の基礎情報
インスタ活用	Instagramを活用して集客を成功するための8のポイント
価格転嫁	【飲食店向け】物価高に負けない上手な値上げ ～わかりやすい価格転嫁の基本
事業承継	【飲食店向け】引退と一緒にお店を閉めてしまっているのはいいのですか？ ～お店の事業承継について考えましょう
キャッシュレス	【飲食店向け】利用が拡大するキャッシュレス決済 ～QRコード決済、クレジットカード、電子マネー導入のメリット、デメリット

専門家による無料相談会をご利用ください

長野県生活衛生営業指導センターでは、生活衛生関係事業者の皆様からの幅広い相談に対応する無料相談会を実施しています。（生活衛生関係営業経営支援対策事業）

1 実施内容

専門家（中小企業診断士、社会保険労務士、税理士、行政書士、弁護士、ITコンサルタント等）が相談に応じます。相談は無料です。

相談内容 ①国・県の支援施策の利用・申請について

②生活衛生貸付等の融資について

③デジタル化、IT、税制、事業承継について

④社会保険、労働保険等人事労務について

⑤その他経営に関することなど

2 申込期限

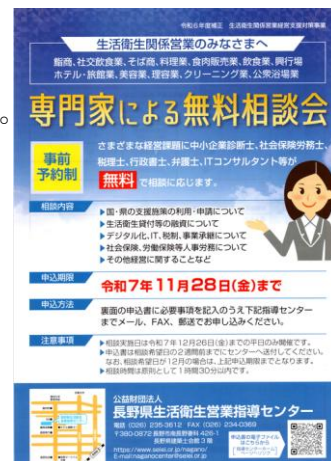
令和7年11月28日（金）まで

3 申込方法

「専門家による無料相談会申込書」 (<https://www.seiei.or.jp/nagano/soudan/index.html>)

を、相談希望日の2週間前までに指導センターへ送付してください。申込受付後、相談内容の確認、相談日時・会場等の調整を行います。

問い合わせ先 長野県生活衛生営業指導センター 電話：026-235-3612



公益財団法人 長野県生活衛生営業指導センター

〔一般社団法人 長野県生活衛生同業組合連合会〕

〒380-0872 長野市南長野妻科 426-1 長野県建築士会館 3F

電話：026-235-3612 FAX：026-234-0369 E-mail：naganocenter@seiei.or.jp